

夷 俘 考

伊 野 部 重 一 郎

(文理学部 歴史学研究室)

古代及び上代史に於いて蝦夷なる民族が東北地方に蟠居し、それが漸次征服並に同化されて行く過程に於いて、この異民族の性格に様々の変化が見られ、その為、史書に於いても「蝦夷」の外に「夷俘」、「俘囚」、「田夷」其他の種々の表現がとられた。

既に此問題については先学の業績(註)があり、それ等に於いては大體蝦夷の順化に於いてあらわれる熟蕃と生蕃という二つのものをあらわす概念として、前者には俘囚、後者には「蝦夷、夷狄」等の言葉が用いられて居る事が結論され、現在これについての根本的異論は最早無いものと考えられるが、然し時代によつて右の結論に正確に一致しないものが見られるのみならず、又蝦夷、俘囚の外に「夷俘、虜」其他種々の表現があり、其等に関する検討は未だ十分尽されて居ない様に思われるので、本稿は特に夷俘、俘囚等の言葉を再検討し、その意味の変遷を六国史等正史を中心として考え、あわせてそれによつて異民族順化の趨勢を探り度いと思うのである。

(註)「内地移住の蝦夷族についての一二の問題」丸山二郎 史学雑誌 40—7

「東北辺土の沿革」吉田東伍 史学雑誌 5—8及9

「成務帝以前の奥羽の開進」齊藤阿具 史学雑誌 2—23

「奥羽沿革史論」日本歴史地理学会編

「奈良平安時代の奥羽経堂」菊池仁輪

抑々蝦夷民族の名の最初にあらわれるのは景行紀二十七年二月壬子の条に武内宿禰の奏言として「東夷之中有日高見国、其国人(中略)為人勇敢是総曰蝦夷」とあるものであり、次いで景行紀四十年七月戊戌の条に「東夷叛之」としてそれについて天皇の言葉として「其東夷也、識性暴強、凌犯為宗、村之無首、邑之勿首、各貪封界、並相盜略、其東夷之中蝦夷是尤強焉、男女交居、父子無別、冬則宿穴、夏則住櫛、衣毛飲血、登山如飛禽、行草如走獸、(中略)故古以来、未染王化」とあるがそこでは蝦夷を東夷中の一民族と見做して居る様で、その東夷とは漠然と中部地方以東の住民を指し、「蝦夷」は主として奥羽の住民を言つて居る事が推察される。而して其後は「蝦夷」は「夷」と同義に用いられて居る。(後掲史料、第126番参照、以下番号のみを記す。)因に日高見国は久米邦武博士の日高見考には陸奥国宮城地方なりとし、喜田貞吉博士の「日高見国と日高見川」に於いては北上川流域なりとして未だ帰結を見ない。(史海、歴史地理)何れにしても書紀の記載は文化史的異民族として農業を行わず東北に蟠居する「蝦夷」の性格を明確に示すものである。

次に北方の蕃族を意味する「狄(又は蝦狄)」の字が専ら日本海方面及び北海道の蝦夷を指して用いられ、(39、41、45、46、51、55、65、72、117、140、205、208、233、237)又征夷將軍に対して征(鎮)狄將軍という様に区別されて居り、(47、58、59、64、65、66)又東蝦夷に対して北蝦夷(20)と言われたが、夷と狄とは必ずしも正確には区別されず、狄は蝦夷と同様に蝦夷民族を漠然と指す場合(97、166)もあり、又逆に日本海方面の蝦夷に対して夷の文字の用いられた事(20、22、24、2

6、38、43、44、84、88、214) もあり、その辺の用法は必ずしも厳密ではなく、蝦夷、夷、狄、及び夷狄と何れも同義に用いられて居る。(62、72、91、206)

次に同じく蝦夷民族をあらわす言葉として「俘」又は「虜」の文字を用いる事がある。俘(又は虜)は漢和大辞典によると「とりこ」、「いけどり」の意味であり、「俘囚」も同様「とりこ」の意である。「とりこ」とは異民族又は異種族を「とりこ」にしたものであり、異民族を軽蔑した意味に於いて用いられる言葉である。俘(虜)とか俘囚が蝦夷民族を意味する様になるのは此為であつて、それが身分的にも一般良民と区別された事(81、82、132、155、184、204、216)は蝦夷や狄の場合(44、173、180、181、193)や後述する狄俘、俘夷、夷俘(133、143、158、227)や田夷(131)の場合と同様である。而して史書に於いては俘と虜(虜とも書く)とは同義(123、145)であり、俘囚も俘、俘虜(俘虜とも書く)と同意に用いられて居る。(204、213、216)因に此際の俘は「俘地」又は「俘魁」としてあり、その俘は俘囚の略称と考えられる。

以上の如く蝦夷民族を示すのに蝦夷(狄)と俘囚(虜)との語義的に異なる二つの言葉があり、此二つは史書に於いても一応区別されて居るのである。例えば蝦夷と俘囚は明らかに区別され(75、76、87、88、89、125)夷(狄)も俘囚と区別され(94、232)、俘と夷とは対立的に用いられ(91、125)、虜と蝦夷も使い分けられて居る(23、24)。俘囚の文字の最初は統紀、神亀二年正月己丑の条に俘囚を伊豫国其他に配した(66)とあるものであるが其性格は明らかでない。その前景行紀四十年十月癸丑の条(3)に日本武尊が「所俘蝦夷」を神宮に獻じた事が見えて居るのが俘という言葉が蝦夷民族の捕われたものを意味する事を暗示する殆んど唯一の史料である。又天武紀十一年四月、越の蝦夷の願いによつて俘人七千戸を以つて一郡を建てる事が見えて居る(13)が、此際俘人を俘囚と同じであると見做せば、そこに熟蕃的性格が示されて来る。しかもこの天武紀に於いて蝦夷と俘人が同義である事、即ち混用されて居る事は新しい用語の初見に於いて、即ちその実体がようやく分化せんとする時に於いて有り得る事である。次に虜に就いては斉明紀四年七月甲申の条に蝦夷の戸口と虜の戸口を檢閲したとあり(23)、同五年三月甲午の条に飽田・淳代二郡の蝦夷三百四十一人、其虜四人を獲して祿を與えたとある(24)のが最初であり、其他虜に関する史料に於いてもその熟蕃なる意味の明らかなものはないが、恐らくこれも、その語義よりして、蝦夷の中先づとらえられ特別に順化されたものと推量される。順撫されるという事は生蕃から熟蕃への変化であるが、此熟蕃の意を示すものとしては 斉明紀五年七月戊寅の条に、我使が唐の天子に 蝦夷を獻じた時の言葉に「類有_二三種_一、遠者名_二都加留_一、次者_二鹿蝦夷_一、近者名_二熟蝦夷_一、今此熟蝦夷每歲入_二貢本国之朝_一」(25)と言つたとある中の熟蝦夷がそれで、しかも熟蝦夷の名が其後見えない点から考えて、多少の喰い違ひはあつてもそれが後の俘囚の前身ではなかつたかと思われる。俘囚や俘、虜が熟蕃的なものであつたらしい事は叛乱の蝦夷や奥地の蝦夷を意味する賊(101、120、213、216、219、220)や賊虜、逆虜(221)、逆類(163)、醜類(218)と対立的に用いられて居り(賊虜、逆虜の虜については後述)又後述する如く蝦夷を征伐する軍役に使役された事等によつて十分察せられる所である。更に俘囚と俘の熟蕃的性格を示すものとしてその姓名を見なければならぬが、これは夷や蝦夷と対比しなければならぬから後述に委ねる事にする。

次に俘囚に就いて、それが上述の如く蝦夷のとらえられて順撫されたものであるとの解釈に対して、続紀、神護慶雲三年十一月己丑(81)と宝亀元年四月朔(82)の両条に我良民の蝦夷の為にとらえられて俘囚となつたと称するものが、その事情を述べて良民に帰ることを願つて居る事を論拠として、俘囚をすべて我良民が蝦夷の為にとらえられたものと解する説もあるが、若し然りとするならば、かゝる特別の請願なくともすべて良民への復帰が、とりはかられる筈であるから、かゝる場合は例外と見なければならぬ。

以上は熟蕃たる俘(俘囚)について述べたのであるが、次にそれと区別して用いられた「蝦夷、夷狄、夷」等が生蕃熟蕃をも含めた異民族を総称する場合のある事は、俘囚という表現があらわれなかつた極く初期の時代は勿論其後に於いても、例えば俘囚を使つて蝦夷を伐つのに「以夷狄攻夷狄」(216)とか、「以夷擊夷」(219)とか、「以賊伐賊」(125)の様な表現によつても知られる。然しそれを狭義に用いた時は順撫されざる蝦夷を意味する事は、それが逆類(225)凶賊(210)狂奴、醜類(212)と同意である事の外、俘を以つて夷を伐つたとか、(125)又夷が外部から俘を攻撃する(同)とか、夷が新たに内附せんとするのを俘がさまたげた(91)とか、狄については「致諭狂狄」(55)とか、凶賊霧消(51)とか荒狄反叛(208)とか獺賊、夷獠(166)と言われて居る事等によつて示されて居るのであり、又その姓名について見ても後述の如く、俘囚と明らかな差別を示して居るのである。

次に「夷俘、俘夷、夷虜、狄俘、俘狄」等の語がある。此等の中、俘夷と夷俘は同義であり(196)、狄俘は俘狄と(72)、夷虜は夷俘と(216)同意に用いられて居る。而して続紀、宝亀四年正月朔の条(86)に見える夷俘と、同月庚辰の条(87)に於ける「蝦夷俘囚」とが同一の意味を持つとすれば、夷俘とは蝦夷と俘囚とを別々に指す略称である事になるが、又俘夷、物部斯波連宇賀奴(172)とか、夷俘、爾散南公阿波蘇(94)等という姓名がある所を見ると、夷俘には纏つた概念がある様に思われる。又夷俘(夷虜)は明確に俘囚と区別され(94)又対立的に用いられる(216)と共に、夷俘(夷虜)と賊夷(226)、夷党(210と211との比較対照)、賊(99)、蠻貊、醜類(209)とは同意に用いられて居るのである。而して夷俘(又は俘夷)が夷(夷狄)と同義であつた事は爾散南公阿波蘇が夷(92)とも夷俘(94)とも言われ、津輕の夷俘が夷虜とも言われた事(216)の外、数例(73、99、185、200)ある。又夷俘と夷狄(104、146、216)、狄と狄俘(72)、狄俘と夷(227)とは同じ意味に用いられた。而してその姓名に於いても夷俘は夷の系統に属して居る事は後に述べる。

以上によると夷俘は俘囚と異なり順撫されざる蝦夷を意味するわけであるが、又賊と夷俘(73)賊(地)と狄俘(71、227)とは区別され、逆類と俘夷(172)も対立的存在となつて居る場合も見られる。單に蝦夷とか夷狄と言わず俘夷とか夷俘というのはそこにデリケートな言葉の使い分けがあるのではなからうか。狄俘の初見、続紀、天平九年四月戊午の条に遣陸奥持節將軍大野東人の言として「夷狄等咸懷_レ疑懼_レ、仍(中略)差_レ帰服狄和我君計安疊_レ、遣_レ山道_レ並以_レ使旨_レ慰諭鎮_レ撫之_レ、(中略)將軍東人(中略)帥_レ(中略)騎兵一百九十六人、鎮兵四百九十九人、当國兵五千人、帰服狄俘二百四十九人、(中略)即日到_レ出羽國大室_レ、出羽國守正六位下田辺史難破將_レ部内兵五百人、帰服狄一百四十人_レ、在_レ此_レ驛、(中略)與_レ將軍東人_レ共入_レ賊_レ地_レ、(中略)狄俘等曰、從_レ比羅保許山_レ至_レ雄

勝村五十余里、其間平、(中略)四月四日、軍屯賊地比羅保許山、先是田辺難波状、雄勝村狄長等三人来降、(中略)東人曰、夫狄俘者甚多、謀、其言無恒、不可、輒信、(中略)難破議曰、發、軍入、賊地、者、為、教、贖、俘、狄、築、城、居、民、非、必、窮、兵、殘、害、順、服、若、不、許、其、請、凌、厭、直、進、者、俘、等、懼、怨、遁、走、山、野」とあり又夷俘についての初見統紀、天平宝字二年五月辛亥の条に「焮、降、夷、俘、男、女、物、一、千、六、百、九、十、余、人、或、去、本、土、焮、慕、皇、化、或、身、涉、戰、場、與、賊、結、怨、物、是、新、来、良、未、安、堵」とあるのを見ると狄俘又は夷俘は夷狄にして「新来順服」せんとするもので夷から俘への過渡期的性格が見られる。そこでは「俘」と「狄」と「狄俘」とが同義に用いられ、外の場合には混同されない「狄」と「俘」が「狄俘」を媒介として結合して居る。類聚国史所載、弘仁七年八月朔の勅に夷俘について「雖、從、皇、化、野、心、尚、存」(143)とあり、又同書、弘仁七年八月辛丑の条(144)に内地に移された夷俘について「延、曆、廿、一、年、格、云、荒、服、之、徒、未、練、風、俗」とあるすぐあとで「今、夷、俘、等、焮、化、年、久、漸、染、華、風」と言つて六年以上を経た口分田から田租を収めしめたのによつて見ると、(一方俘囚についても野心を改めざる事あり(101、123)又弘仁十三年九月癸丑(150)の俘囚吉彌候部小槻麻呂の言にも「己、等、自、焮、皇、化、經、廿、箇、年、漸、染、皇、風」と言つて公民たらん事を願つたとあるから、必ずしもこれだけで夷俘と俘囚の差を云々する事は出来ないが)そこには夷俘が次第に俘囚化して行く過程を示すものがあると思われる。後述する如く蝦夷という用法が次第にすたれて俘囚に対立するものとして「夷俘」とか、その略称たる「夷」という用法が優勢になる事も、單に蝦夷から夷俘への言葉の転化にとどまらず、純粹型の生蕃の減少、消滅により、それをあらわすのに、單なる「蝦夷」や「夷狄」では不十分になつた事によるものではなからうかと思われる。

俘や虜はこれだけでは俘囚と同様に熟蕃を意味するものであるが、さきに述べた賊虜、逆虜(221)、辺虜(96)、反虜(211、924)、降虜(226)の虜や、俘賊(68)、叛俘(136、147)の俘が明らかに一旦内附した俘囚である場合は一例(124と147との比較照合)のみであり、其他は(内地移住の俘囚らしき場合二例(68、136)を除いては)夷俘又は夷虜の省略であると思われる。特に「虜」の中の二例(211、226)は明らかに夷虜と同義を示す。

次に蝦夷の特殊なものとして田夷と山夷がある。田夷は俘囚、夷虜、夷狄等と区別されて居る(72、233)が三代実録、元慶五年八月の条(233)には俘囚と同様に「或、疲、於、倣、戎」とあるのによつて軍役に使役されたらしく、又天平九年四月、田夷、遠、田、君、雄、人、は、郡、領、と、して、夷、狄、を、慰、撫、し」(72)、弘仁三年九月には有勳の田夷、竹、城、公、金、弓、を、公、民、に、編、戸、し」(131)、天平二年正月には田夷村の蝦夷(これは恐らく田夷と同じであろう)を以つて郡家を立て(70)、弘仁三年四月には出羽国の田夷、置、井、出、公、皆、麻、呂、等、十、五、人、に、賜、姓、と、して、居、る」(129)。郡家を建て公民に編戸する事は後述する如く一応熟蕃(俘囚)化したものに限られて居る事から考えて、それが俘囚に近い性格のものであつた事が推測されるが、然し必ずしも一致しない事は田夷と俘囚を一応区別した用例(72、233)や「田夷村の蝦夷」(70)という表現や、田夷の姓には後述する如く夷の姓に属する者が多い事によつて推察されるのである。即ち田夷は蝦夷の中で特に田地を與えられて農耕を行い、漸次順化されつゝあつたものではないかと思われる。山夷については統紀、延曆十八年三月壬子の条に「俘、出、羽、国、山、夷、祿、不、論、山、夷、田、夷、簡、有、勳、者、賜、焉」とあるのによつて田夷と同様、順化されつゝあつた蝦夷の中、田を與えられ

て農耕を行いつゝあつた田夷に対して、山夷は山寄りの地帯に居住したものではなからうかと思われ
 る。さきに述べた田夷の有力者をして蝦夷を慰撫せしめたと同時に帰伏の狄、和我君計安壘をして山
 道の夷俘を慰諭せしめたが(72)その和我君の君は田夷、遠田君の「君」と同じく「公」に通じ土
 豪の酋長を意味するもので、夷又は夷俘の姓に多く、俘囚の姓には余り見られないものであり、此等
 の事は蝦夷の中で俘囚の系統とは別に順化されつゝある者のあつた事を思わせるのである。

次に同じく蝦夷の中に城養(柵養)の蝦夷がある。齊明紀元年七月己卯、柵養の蝦夷に冠を授け(2
 0)、同四年七月甲申、位を授け(23)、持統天皇三年正月朔、柵養の蝦夷に出家を許した事(31)が
 見えて居る。此等は俘囚の初見(神龜二年)より前で当時蝦夷に冠を授け、出家せしめるという熟
 蕃的取扱いは蝦夷の一部を城内に於いて養い順化した者に対しては、あり得る事である。而して其後
 「城養」の文字が見えないのも、そういう順化の仕方が一時的で、後には大規模な内附にまつた事
 によるものではないかと考えられる。

以上述べた所を要約すると大体次の様な類型になる。

- 甲、俘囚=俘虜=俘(又は虜)
- 乙、蝦夷=夷狄=夷
- 丙、夷俘(又は俘夷)=夷狄=夷

而して甲を熟蕃、乙と丙を生蕃又はそれに近いものと規定する事が出来る。而して夷俘と蝦夷とは
 ほぼ同義であり乍ら時代を異にして用いられる言葉である。今此等の事を更に確める為はその姓名に
 ついて検討して見度い。(次表に於ける後掲史料番号は時代順になつて居る。)

俘 囚	俘	蝦 夷	夷	夷 俘
吉彌侯部 荒嶋 (94)	(帰俘)	足 振 辺 (5)	(田夷)遠田君雄人 (72)	爾散南公阿波蘇 (94)
同 真麻呂 (95)	吉彌侯部 於夜志閉 (124、147)	大 羽 振 辺 (5)	(同)和我君計安壘 (72)	宇加米公隱賀 (94)
大伴部 阿呂良 (95)	同 留岐 (125)	遠津 闇男 辺 (5)	胆沢公阿奴志 (91)	物部志波連宇加奴 (172)
吉彌侯部 黒田 (101)	同 宇伎奈 (135)	綾 (11)	爾散南公阿破蘇 (92)	尺漢公平經 (190)
同 田苅女 (101)	同 麻須 (135)	恩 (22)	大墓公阿呂利為 (106、107、108)	宇賀古秋野 (190)
同 都保呂 (101)	同 呂伎奈 (138)	膳 鹿 嶋 (24)	盤具公母礼 (106、108)	
同 留志女 (101)	同 等波醜 (145)	菟 穂 名 (24)	浦田臣史闕難 (110)	
同 子成 (109)	(俘魁)	伊 高 岐 那 (31)	去返公島子 (112)	
同 押入 (109)	玉作 宇奈麻呂 (213)	(城養蝦夷)	(賜姓)浦上臣島子 (112)	
同 色雄 (113)		脂 利 古男麻呂 (34)	伊加古島子 (125)	
同 兼麻呂 (113)		(同)	浦田臣山人 (127)	
同 小金 (121)		同 鑰 折 (34)	爾散南公独伎 (127)	
同 高来 (138)		入 釣 魚 (37)	(田夷)置井出公皆麻呂 (129)	
		伊 奈 理 武 志 (38)		

同 年 子 (138)	邑良志別 宇蘇彌奈 (54)	(田夷)上毛野線野直 賜姓 菅麻呂 (129)
同 欠奈潤 (149)	須賀君 古麻比留 (54)	(田夷)竹城公金弓 (131)
同 入代麻呂 (151)	物部 連 永野 (231)	(同)同 多知麻呂 (131)
同 良佐閉 (153)		(同)黑田竹城公繼 足 (131)
同 衣良由 (153)		(同)白石公真山 (131)
同 長 子 (154)		(同)荒山花麻呂 (131)
同 江岐麻呂 (155)		(同)小倉公真彌麻 呂 (131)
道公千前麻呂 (156)		(同)石原公多氣志 (131)
吉彌侯部 三氣麻呂 (157)		(同)柏原公 広足 (131)
同 草手子 (157)		(同)遠田公 五月 (131)
同 軍麻呂 (158)		(同)意薩公持麻呂 (131)
同 佐津古 (158)		(同)同 繼麻呂 (131)
同 於等利 (161)		(同)遠田公 淨 繼 (131)
同 宇加奴 (162)		(田夷)陸 奥 盤井臣 賜姓 (131)
同 志波志宇 (162)		(同)陸 奥 高城連 (131)
同 億可太 (162)		(同)陸 奥 小倉連 (131)
爾散南公 志礼初 (163)		(同)陸 奥 石原連 (131)
宇漢米公 何毛伊 (163)		(同)檜 崎 連 (131)
吉彌侯部 於加保 (165)		(同)遠 田 連 (131)
伴 部 子 羊 (165)		(同)意 薩 連 (131)
爾散南公 延多孝 (174)		(同)陸 奥 意薩連 (131)
丸 子 廻 毛 (176)		遠胆 沢公 母 志 (136)
道公宇夜古 (183)		都和利別公 阿比登 (160)
同 宇 奈 岐 (186)		深 江 枚 子 (169)
吉彌侯部 黄 海 (187)		守 志 為 奈 (169)
同 酒田麻呂 (188)		爾散南公 沢 成 (183)
伴 部 建 麻 呂 (189)		同 阿 繼 (192)
深江正月麻呂 (216)		
同 彌加止 (216)		
同 三 門 (223)		
遠胆沢公秋雄 (225)		

上に就いて気付かれる事は俘囚及び俘の姓に吉彌侯部(公子部又は吉美矣とも書く)が大部分を占めて居る事である。此姓は豊城入彦命と御諸別王の後裔たる上毛野、下毛野両氏の部民であり(太田亮氏「姓氏家系大辞典」参照)その為、奥羽の姓に多いのは当然であるが、それが四道將軍以来の来歴を持つ点で由緒の古いものである。又大伴部、伴部は大伴氏の部民であり、玉作は玉作連、玉作造の部民の姓である。深江は旧事本紀の中の国造本紀の条に高志(越に同じ一筆者註)深江国造とあるもの、系統を引くもの(越後国、頸城郡、沼川郷、深江村の地名から来たもの)か、或は羽後国、平鹿郡、深井邑(深江になる)によるものか不明であり、太田氏は後者を取つて居られるが必ずしもそれは断ぜられない。爾散南公、遠胆沢公(遠胆沢は胆沢郡以北の地を指す)、宇漢米公は夷の姓にも見られるもので歴史的由緒の明かでない蝦夷姓であり、寧ろ俘囚としては例外に属するものであり、しかもそれ等は承和以後のものである。道公は道君に通じ、姓氏録には大彦命の子孫とあり、北陸の大族であるが、此場合はもとの蝦夷種で大彦命に服したものが主家の系統を冒すに到つたものであろう。丸子は古代の大豪族和邇氏の部民で東国に多いものである。(「姓氏家系大辞典」参照)以上俘囚の姓を見ると大部分は歴史的由緒の明らかなものであつて、此点比較的早くから皇化に帰した蝦夷種の名乗つた姓である事が考えられる。

次に蝦夷(夷)及び夷俘の姓に就いて見ると、田夷の置井出公は羽前国、笹海郡、置井出村の地名によるものである。而してそれに対して新たに賜つた上毛野緑野直の姓は東国の豪族上毛野氏に因んだものでその「緑野」は上野国緑野郡(延喜式)の地名から来て居る。又物部志波連も地名「志波」(陸中志波郡)を取つて居る。和我君は陸中和我郡の豪族であろう。既述の如く公は君と同様土豪の首長をさす称号(姓)の一つであるが、俘囚に少く夷姓に多い事が氣附かれる。爾散南公、宇漢米公は俘囚姓にも少しあるが都和利別公、大墓公、須賀公、去返公、尺漢公、田夷の石原公、小倉公、竹城公、白石公、意薩公等は何れも夷姓のみに見られるもので、その中、須賀公、竹城公、白石公、小倉公は地名(陸前 遠田郡 竹城邑、陸前 刈田郡 白石邑、岩代 信夫郡 小倉郷)から来たものであろう。又由良志別公は陸中、膽沢郡、由良志別から、須賀公は陸前、下関伊郡、須賀から来たものであろう。浦上臣、浦田臣は播磨の夷であつて由緒は不明であるが公民化せるものである。因に浦田臣史闡(110)は浦田臣山人(128)と同一人であろう。宇賀古、伊加古、伊高、守志は由緒不明であるがこれも夷姓である。以上によつて見ると夷又は夷俘の姓には二、三の例(129、132、172、231)を除けば所謂歴史的由緒のあるものはなく、其他由来の明らかなものも單なる地名によるものである。此事は田夷に対して臣、連の姓を賜つた場合も同様である。此点、夷及び夷俘が順化の遅れたものである事を示すものと思われる。而して夷姓の中、唯一の例外と見做さる可き物部連永野(231)は元慶年間のもので、訳語という特別の場合である。又既述の俘囚姓の中の例外的な夷姓(174、176、228)は何れも承和以後のもので、後述する如く夷俘、俘囚の性格の漸く混合して来る時代のものである。そして俘囚の中には吉彌侯部荒嶋、同子成、同押人の様な姓名共に熟蕃を示すものと、吉彌侯部宇加奴、同於加保の如き俘姓、夷名のものであり、夷(夷俘)には宇加古秋野、爾散南公沢成、去返公島子の様な夷姓にして熟蕃名のものであるのは注目される。史料が限られて居るが俘囚は順化が姓から始つて名に及び、夷は名から始つて姓ぶという過程がとられて居る様に思われる。田夷(129、

夷 俘 專 当 (官吏を以つて 任ず。)		一 一 一 一 一 三 四 九 何れも夷俘 五 四 八 六
俘 囚 計 帳	一 二 一 九 三	一 二 〇 五
戸 籍 檢 校	(廢)	(夷 俘)

以上に於いて先づ氣附く事は蝦夷という表現は極く初期の間だけで、間もなくそれが夷俘又は夷という表現に代つて居る事である。(二、三の例外はある。)

次に箇々の場合について考えて見ると、叙位は外位であつて、一般の位とは異なるが、それは一旦内附し順化せられたものに対して行われるものであるから、従つて俘囚組に多いのは当然であるが、一面それには懐柔政策も含まれる(93、94)ので、必ずしも純粹型の熟蕃たるを要しないのである。蝦夷組の最初の二例は城養の蝦夷であり、其次の五例(28—60)も熟蕃を特に俘囚という言葉で表現しなかつた時代のものである。その他二例(72、131)は田夷であり、三例(80、84、94)は叙位よりは軽い意味の叙爵(第一等、第二等、等の称号の授與)である。結局14例が問題となるが、その中10例は夷俘又はその略称たる夷であり、此等は既述の如く純粹型の生蕃ではないであろう。そしてその中の一例(116)は夷俘にみだりに叙位するを停めたものである。而して俘囚という言葉が使用される様になつてから「蝦夷」として叙位されたものは四例(76、87、88、231)であるが、此中ははじめの三例は「俘囚」という言葉が「蝦夷」から分離(67)してから「夷俘」という言葉の出で来る(72)迄の期間のもので、従つてその「蝦夷」の中には後の「夷俘」をも含めた概念があり、かゝる言わば半ば熟蕃化したものを懐柔する意味に於いて叙位が行われたと思われるのである。最後の一例(231)は天慶年間のものであり、しかも訳語一名に対する叙位で、極く例外的のものである。

次に賜姓に就いて、俘囚の場合の殆んど見られないのは、既述の如く俘囚は皇化に帰すること早く、集団的に吉彌候部其他の姓を名乗る様になつた為に、特に賜姓として歴史の記述にあらわれなかつた事によるものであろう。(俘囚の一例は公民姓を賜つたものである。)これに対し、蝦夷、夷俘に数例見られるのは、何れも個人的のものである事が注目される。但し一例(131)田夷の場合にやゝ集団的な賜姓が行われて居る。郡領、村長については後述する。

次に生蕃と熟蕃を決定的に区別するものと思われるのは公民編戸であり、那家を建てるのも「百姓と同じくする事」(54)であるから公民編戸と同じである。即ち一度俘囚となつた者にしてはじめて公民となる事が許されるのである。俘囚例の中の一例(31)は蝦夷の願いにより俘人を以つて那家を立てるとあるもので、此の俘人は既述の如く俘囚と同義のものではないかと思われる。而して蝦夷の二例(59、54)は何れも俘囚の言葉の使用される以前のものである。結局編戸は俘囚と田夷によつてなされたのである。

次の田地支給は大部分内地に於けるものであるが、これは田租をとる場合にも必ずしも公民に編戸する事を意味しない。讀紀、天平宝字二年六月條(73)にそれより先、天平十年閏七月の勅(統紀及びび類聚三代格にも載らず)によつて「量給種子、令得佃田、永為王民、以充辺軍」とある王民は必

すしも公民を意味しない事は、その同じ条に「夷性狼心、猶多疑」とある事や、「充_レ辺軍」という軍事的な便宜主義の外に、大同元年十月壬戌(115)に夷俘を西海の防人として口分田を給する時「勿_レ同_レ平民」とある事、又弘仁八年九月丙申(146)常陸国で六年以上を経た夷俘の口分田は田租を収めるが「而夷俘等雖_レ霑_レ厚恩、未_レ免_レ貧乏、伏望暫免_レ田租、以_レ優_レ夷狄」という表現がとられて居る事等によつて考えられる所である。

次に軍役への使役は夷俘の大部分は内地の場合で主として盗賊逮捕の爲であり、外の蝦夷と内応する恐れのない場合であるのに対し、俘囚の場合は大部分奥羽に於けるものである。即ち熟蕃を以つて奥地の蝦夷を討つたのである。

労役使役は省いて入京、朝貢は蝦夷に多いが、皇極紀元年九月癸丑の条に是歲(中略)蝦夷隼人率_レ衆内属、詣_レ闕朝獻」とあり、類聚国史、延暦十一年七月戊寅勅に、「今聞、夷爾散南公阿破蘇、遠慕_レ王化、情望_レ入朝、言_レ其忠欵、深有_レ可_レ嘉」とある様に、入京朝貢は次に述べる内属、内附と同じ意味を持つ場合もあるのである。

内附、帰降が蝦夷、夷俘に多いのは、一旦内附し熟蕃となつた俘囚には特別の場合以外は帰降内附の必要がないからである。俘囚の場合の中の一例「俘長」は俘狄の長の意(72)で夷俘の例に属するのである。

次の褒応、賜祿、賑恤は「若不_レ勞賜、恐生_レ怨恨」(222)とか、「若不_レ優恤、民夷難_レ和」(227)と言われた如く、蝦夷と夷俘にも少くないのは当然である。

公粮支給は主として内地に於けるものであつて六国史等には主に夷俘料となつて居り俘囚料とあるのは一例(175)で、承和年間のものである。これは農耕を行わない異民族に対して與えられたもので、俘囚さえも天長八年に甲斐から駿河に移されたのは漁塩に便利な爲であつたし(157)、又夷俘についても「常事_レ遊蕩、徒免_レ課役」(196)と言われた如く農耕に馴れなかつたから公料を支給されたのである。即ち公料支給は俘囚よりも寧ろ夷俘に重点を置いたであらう。それで最初は主に夷俘料と言われたが承和年間から俘囚料という言葉があらわれ、延喜式には遠江(夷俘料)と出羽(狄祿)を除く三十四ヶ国(其他支給されない国もある)に於いては俘囚料と言われる様になつた。言葉の混合は平安中期以後起つて来るので、事は後に述べる。

出家入道は俘囚の文字が使用される様になつてからは蝦夷にも夷俘にも見られない。

不馴の故に教諭されたのは夷狄に圧倒的に多いのは当然である。反乱も夷俘に多く、俘囚の場合は主として内地に移されたもので、それも地方官の所置のよろしくなかつたのによるものであろう事は類聚国史、弘仁七年八月朔の勅に「今因幡伯耆兩國俘囚等、任意入京、越_レ訴小事、此則國吏等撫慰失_レ方、判断乘_レ理之所致也」とあり三代実録、貞観八年四月乙酉の官符に国司を「無_レ心_レ存恤」といまして居る様に、地方官吏の取扱いがよろしきを得なかつた為であらう。

次の征討警戒の例について言えば、俘囚の中、叛俘、反虜とある俘、虜は既述の如く夷俘、夷虜の略称であらうし、その意味で夷俘の例に属す可きもので、其他は叛乱の場合と同じく、主として内地のものである。これに対し夷俘組に於ける征討の大部分は奥羽に於けるものである。

内地移配は俘囚の場合は殺害によるもの(95)、「不改野心」によるもの(101)等があり、又「招_レ

夷俘_一、以入_二中州_一、為_レ倭_一野俗_一、以_レ靡_レ風化_一」(104)と言われ、或は「其蝦夷者依_レ請須_レ移_レ配中国_一、唯俘囚者、思_レ量便宜_一、安_レ置当土_一、勉加_レ教諭_一」(126)とある様に内地移配は主として熟蕃化せざるもの、教化の為であつたろうと思われる。

これは次の夷俘長についても同様で、弘仁三年六月戊子の勅(130)によると内地に配置された夷俘が朝制に従わざる為、その同類の中から衆に推服される者を選んで、その長とする様命じて居り、天長八年十一月己亥(158)、安芸の俘囚長が教諭の功があつたので叙位され、天安二年五月己卯(185)、近江国では「俘夷之徒、老少無_レ別、放縱為_レ事、乱暴任_レ意」の為に夷長を置いた事により、それを置いた目的が知られるのである。即ち完全な熟蕃化したものには、その必要が少いのである。俘長の初見は天平九年四月戊午(72)の出羽国雄勝村の俘長来降がそれであるが、その俘は此所では既述の如く狄俘、夷狄と同義であるから、俘長は俘囚長ではなく夷俘長を意味するのである。又大同二年三月丁酉の制(116)に陸奥の国司が夷俘を選出して或は位階を授け、或は村長に補するのをとめる事が見えて居るが、俘囚を以つて村長とする事は出て居ない。貞観年間諸国の俘夷の野心を制御する為謀略ある官吏を以つて夷俘専当とし、併せて「統領選士幹_レ事者」を以つてその長とした(196)のはさきの夷俘長とは性質を異にするものであるが、その目的は同じく教諭の為で俘囚の場合に見られないのは偶然でない。

以上によつて大体、俘又は俘囚の熟蕃的性格、蝦夷又は夷、夷俘のそれと異なる性格を知る事が出来る。しかし順撫の進まなかつた初期、奈良時代以前に於いては「蝦夷」を以つて両者を兼ねしめ、馴化が進んで来ると共に「俘囚」が先づ「蝦夷」から分化し、続いて「夷俘」(又は「夷」)が俘囚と対立するものとして「蝦夷」に代つてあらわれるのである。而して蝦夷民族の順化が更に進み、生蕃的性格が次第に消滅し、奥地に於ける蝦夷も我文化を吸収し、そこに実体としての区別が不明になつて来たであろう事は言葉の上にも反映して来るのである。例えば俘囚と夷俘との混用(143、196、230、234)、俘囚(又は俘虜)と夷人と同義使用(218)、虜と夷(108)、虜と奥賊(224)との混用が見られる。既述の如く六国史に於いては大部分「夷俘料」とあるのが、承和以後は「俘囚料」とも言われ、延喜式(巻26、主税上)には俘囚料と書き乍ら、同じ条に「凡_レ抛_レ去年帳_一勘_レ会今年帳_一、次計_レ会(中略)夷俘(中略)等帳_一」とある如く、その用法は一定して居ない。勿論、夷とか虜という言葉には広く異民族を指す意味があるので、必ずしも嚴密には言えないにしても、又一面に於いて、蝦夷と俘囚、夷俘と俘囚、俘と夷は既述の如き明確な使い分けがあつたのであり、此等の混用は結局、蝦夷民族自体の変化によるものであると考えられるのである。其等の言葉の混用は蝦夷征討が下り坂となつた弘仁以後、特に承和以後の事に属するというのは、一面此時代の蝦夷民族の強大となつた事に関係する様である。即ち蝦夷の強大となると言う事は、我文化を取入れた事、即ち熟蕃化、俘囚化した事によるものであろう。かくの如く言葉の混用を促した蝦夷民族そのもの、変化は例えば「津輕俘囚」(222)とか、「栗原桃生以北俘囚控_レ弦巨多、似_レ從_レ皇化_一、反覆不_レ定」(168)とか奥地の俘囚(183)とか言う事にあらわれて居る。さきに述べた俘囚の姓名(元慶年間)の中に「遠胆沢公秋雄」(228)とあるのは恐らく陸中、胆沢郡以北の出身であろうと思われる。既に延暦年間から百姓、俘囚の賊地と往還する者があつた(99、101)と言う事も、奥地の蝦夷の我文化吸収を示すものであろう。

三代実録、元慶二年六月乙丑の条に「奪取賊弓三十一、鞞二十五、襖十七領、米穀糠稻亦有数、燒賊廬舍十二」とある様に蝦夷は最初の「村之無首、邑之勿首」とか、「冬則宿穴、夏則住櫛、衣毛飲血」とか言われた状態から、既に俘長、村長を持ち、住居を所有し、農耕を行う状態に進んで居つたものと思われるのである。

夷俘長は既述の如く内地のものも蝦夷順化の為に置かれたものであり、奥羽に於いても俘長(72)や村長(116)は既述の如く夷俘長である。既に順撫され又、郡家に編入れた俘囚の場合は一般民と同様地方官吏の支配下にあつたものではなかろうか。然るに朝廷の威力の衰退と共に、奥羽の主権は次第に蝦夷民族の手に落ち、ついに夷種出身の安倍、清原氏等の支配下に入る事となつた。彼等の根拠地は陸奥は伊沢、和賀、江刺、稗拔、志波、岩井の六郡(吾妻鏡、文治5、9、28条)で岩手県の南部から中部以北に及び、出羽は山北の地(扶桑略記、康平5、12、28条)で雄勝、平鹿、山本の三郡である。(227)三代実録、元慶二年七月癸卯の条によると平鹿、雄勝、山本三郡の穀を以つて郡内其他の俘囚に給したとあるから、多少開發されて居つたであろうが、元慶四年二月己酉の出羽国言(227)には此三郡は「遷去国府、逆接賊地、昔時叛夷之種與民雜居」とある様に、もとは叛夷が多く住んで居た事が知られ、又此時も「民夷難和」をおもんばかつて、勅して三郡の「狄俘」八百三人に穀を給したとあるから俘囚ならざる夷又は狄俘が少なくなつたと思われる。然るに清原氏は平安末期には山北、即ち此三郡の「俘囚長」であつた。(扶桑略記、康平5、12、28)又陸奥の方面では弘仁二年正月丙午(日本後紀)に和我、稗縫(稗拔)斯波の三郡を陸中に置いたが、それは延喜式(卷22)には戦つて居ないのを見ると、北部の蝦夷勢力に押し返されたものであろう。しかも後に奥六郡を根拠地とした豪族が「俘囚」安倍頼時(扶桑略記、天喜5、8、10、同5、9、2、百鍊抄、天喜5、9、23)「俘囚」安倍貞任(扶桑略記及百鍊抄、康平6、2、26)と言われた事は今迄述べて来た様な蝦夷民族全体の俘囚化の結果に外ならないと思われるのである。

(参 考 史 料)

- 1、日本書紀、景行天皇二十七年二月壬子、武内宿祢自東国還之奏言、東夷之中有日高見国、其国人(中略)為人勇敢、是給曰蝦夷、(中略)擊可取也(下略)
- 2、同四十年七月戊戌、本文(1頁18行目から)に引用
- 3、同十月癸丑、(上略)爰日本武尊(中略)至蝦夷境、蝦夷賊首嶋津神国津神等、屯於竹水門、而欲距、然遙視王船、予怖其威勢、(中略)悉捨弓矢、望拜(中略)、蝦夷既平、(中略)於是日本武尊曰、蝦夷凶首、咸伏其辜、(中略)則以所俘蝦夷等獻於神宮、因遣吉備武彦、奏於天皇曰、臣受命天朝、遠征東夷、(中略)天皇(中略)曰、(中略)然東夷騷動、勿使討者、忍愛以入賊境(下略)
- 4、同五十一年正月戊子、(上略)於是所獻神宮蝦夷等、晝夜喧嘩、出入無礼、(中略)仍令安置御諸山傍、未經幾時、悉伐神山樹、叫呼隣里、而脅人民、(下略)
- 5、同五十六年秋八月、(上略)時蝦夷騷動、即舉兵而擊焉、時蝦夷首帥、足振辺、大羽振辺、遠津間男辺等、叩頭而來、頓首受罪、尽獻其地(下略)
- 6、同書、応神天皇八年十月癸丑、東蝦夷悉朝貢、即役蝦夷而作鹿坂道
- 7、同書、仁德天皇五十五年、蝦夷叛之、遣田道令擊、則為蝦夷所敗、(中略)是後蝦夷亦襲之略人民(下略)

- 8、同書、雄略天皇二十三年八月丙子、(上略)是時、征新羅將軍吉備臣尾代行至吉備國、過家、後所率五百蝦夷等聞天皇崩、(中略)乃相聚結、侵寇傍郡、(下略)
- 9、同書、清寧天皇四年八月癸丑、是日蝦夷隼人並內附
- 10、同書、欽明天皇元年三月、蝦夷隼人並率衆歸附
- 11、同書、敏達天皇十年閏二月、蝦夷數十寇於邊境、由是召其魁師綾糟等詣曰、惟爾蝦夷者、大足彥天皇(景行一筆者註)之世、合殺者斬、応原者赦、今朕遜彼前例、欲誅元惡、於是綾糟等懼然恐懼、乃下泊瀬中流、面三諸岳、漱水而盟曰、臣等蝦夷、自今以後子子孫孫、用清明心事奉天闕。(下略)
- 12、同書、崇峻天皇二年七月朔、遣近江臣滿於東山道、使覲蝦夷國境。(下略)
- 13、同書、舒明天皇九年三月丙戌、(上略)是歲蝦夷叛以不朝、即拜大仁上毛野君形名、為將軍令討、還為蝦夷見敗(下略)
- 14、同書、皇極天皇元年九月癸酉、越邊蝦夷數十內附
- 15、同十月甲午、饗蝦夷於朝
- 16、同丁酉、蘇我大臣設蝦夷於家、而躬慰問(下略)
- 17、同書、孝德天皇大化元年八月庚子、(上略)邊國近與蝦夷接境處者、可盡數集其兵而猶假本主(下略)
- 18、同二年正月朔、(上略)蝦夷親附
- 19、同四月朔、(上略)治盤舟柵、以備蝦夷(下略)
- 20、同書、齊明天皇元年七月己卯、於難波朝饗北蝦夷九十九人、東蝦夷九十五人、(中略)仍授柵養蝦夷九人、津刈蝦夷六人、冠各二階
- 21、同十月己酉、(上略)是歲(中略)蝦夷隼人率衆內屬、詣闕朝獻(下略)
- 22、同四年四月、阿陪臣率船師一百八十艘、伐蝦夷、齋田淳代二郡蝦夷怖乞降、(中略)仍授恩荷以小乙上、定淳代津輕二郡之領、遂於有間浜召聚渡嶋蝦夷等大饗而歸
- 23、同七月甲申、蝦夷二百餘詣闕朝獻、饗賜贍給有加於常、仍授柵養蝦夷二人(中略)位一階、(中略)又詔淳代郡大領沙奈具那檢覆蝦夷戶口與虜戶口
- 24、同五年三月甲午、(上略)而饗陸奧與越蝦夷、是月遣阿倍臣、率船師一百八十艘討蝦夷國、阿倍臣簡集他田淳代二郡蝦夷二百四十一人、其虜三十一人、津輕郡蝦夷一百十二人、其虜四人、胆振鉏蝦夷二十人於一所、大饗給祿(中略)時間菟鹿夷胆鹿島菟穗名二人進曰、可以後方羊蹄為政所焉、(中略)隨胆鹿嶋等語、遂置郡領而歸(下略)
- 25、同七月戊寅、本文(2頁27行目から)に引用
- 26、同六年三月、遣阿陪臣、率船師二百艘、伐肅慎國、阿陪臣以陸奧蝦夷、令乘己船到大河側、於是渡島蝦夷一千余屯聚海畔(下略)
- 27、同五月戊申、(上略)又阿倍引田臣獻夷五十余(下略)
- 28、同書、天智天皇七年七月、(上略)又饗夷(下略)
- 29、同十年八月壬午、饗賜蝦夷
- 30、同書、天武天皇十一年三月乙未、陸奧國蝦夷二十二人賜爵位
- 31、同四月甲申、越蝦夷伊高岐那等、請俘人七千戶為一郡、乃聽之
- 32、同書、持統天皇二年十一月己未、蝦夷百九十余、負荷調賦而誅焉
- 33、同十二月朔、饗蝦夷男女二百十三人於飛鳥寺西槻下、仍授冠位、賜物有差
- 34、同三年正月丙辰、陸奧國侵曩曇那城養蝦夷脂利古男麻呂與鐵折、請別鬚髮為沙門、詣曰、(中略)可隨所請出家修道
- 35、同戊午、(上略)是日賜越蝦夷沙門道信、仏像一軀、灌頂幡鐘鉢各一口、五色綵各五尺、綿五屯、

- 布一十端、鍬一十枚、鞍一具（下略）
- 36、同七月壬子朔、付陸奥沙門所請金銅藥師仏像（中略）等物（下略）
- 37、同甲戌、賜越蝦夷八釣魚等各有差
- 38、同十年二月甲寅、越度島蝦夷伊奈理武志與肅慎志良守淑草、錦袍袴緋紺施斧等
- 39、續日本紀、文武天皇元年十二月庚辰、賜越後蝦狄物、各有差
- 40、同十月壬午、陸奥蝦夷貢方物
- 41、同二年六月壬寅、越後國蝦狄獻方物
- 42、同十月己酉、陸奥蝦夷獻方物
- 43、同三年四月己酉、越後蝦夷一百六人賜爵有差
- 44、同書、和銅二年三月壬戌、陸奥越後二國蝦夷、野心難馴、屈害良民、（中略）以左大弁正四位下巨勢朝臣為陸奥鎮東將軍、民部大輔正五位下佐伯宿禰石湯為征越後蝦夷將軍（下略）
- 45、同七月朔、令諸國運送兵器於出羽柵、為征蝦狄也
- 46、同丁卯、令越前、越中、越後、佐渡四國船一百艘送于征狄所
- 47、同九月乙丑、賜征狄將軍等祿各有差
- 48、同三年正月朔、天皇御大極殿受朝、隼人蝦夷等亦在列（下略）
- 49、同丁卯、（上略）隼人蝦夷等亦授位賜祿、（下略）
- 50、同三月辛丑、陸奥蝦夷等請賜君姓同於編戶、許之
- 51、同五年九月己丑、（上略）其北道蝦狄、遠惡阻險、突縱狂心、屢驚邊境、自官軍雷擊、凶賊霧消、狄部晏然、皇民無擾（下略）
- 52、同書、靈龜元年正月朔、陸奥出羽蝦夷、（中略）來朝、各貢方物、（下略）
- 53、同戊戌、蝦夷南嶋七十七人授位有差
- 54、同十月丁丑、陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇彌奈等言、親族死亡子孫數人、常恐被狄徒抄略乎、請於香阿村、造建那家、為編戶民永保安堵、又蝦夷須賀君古麻比留言、先祖以來、貢獻昆布、常採此地年時不闕、（中略）請於閔村、便建那家、同百姓、共率親族、永不闕貢、並許之
- 55、同二年九月乙未、從三位中納言巨勢朝臣万呂言、建出羽國、已經數年、吏民少稀、徒狄未馴、（中略）請令隨近國民、遷於出羽國、教諭狂狄、兼保地利、許之、（下略）
- 56、類聚國史、養老二年八月十四日、出羽、並渡嶋蝦夷八十七人來、貢馬千匹、則授位祿
- 57、續日本紀、養老四年九月丁丑、陸奥國奏言、蝦夷反亂、殺按察使正五位上上毛野朝臣広人
- 58、同戊寅、以播磨按察使正四位下、多治比真人為持節征夷將軍、（中略）以從五位下阿倍朝臣駭河、為持節鎮狄將軍、（下略）
- 59、同五年四月乙酉、征夷將軍正四位上多治比真人果守、鎮狄將軍從五位上阿倍朝臣駭河等還歸
- 60、同六年四月丙戌、征討陸奥蝦夷大隅薩摩隼人等將軍已下及有功蝦夷、并訳語人授勳位各有差
- 61、同閏四月乙丑、太政官奏日、（中略）望請陸奥按察使管內、百姓庸調浸免、勸課農桑、教習射騎、更稅助邊之資、使擬賜夷之祿、（下略）
- 62、同七年九月己卯、生羽國司、正六位上、多治比真人家主言、蝦夷等物五十二人、功效已顯、酬賞未盡、（中略）今夷狄愚闇、始趨奔命、久不撫慰、恐二解散、仍具狀請裁、有勅、隨彼勳績、並加賞爵
- 63、同書、神龜元年三月甲申、（上略）陸奥國言、海道蝦夷反、殺大掾從六位上佐伯宿禰兒屋麻呂
- 64、同四月丙申、以式部卿正四位上藤原朝臣宇合為持節大將軍（中略）為征海道蝦夷也
- 65、同五月壬午、從五位上小野朝臣半養為鎮狄將軍、令鎮出羽蝦狄、（下略）
- 66、同十二月乙酉、征夷持節大使正四位上藤原朝臣宇合、鎮狄將軍從五位上小野朝臣牛養等來歸

- 67、同書、神龜二年正月己丑、俘囚百四十四人配_二于伊予国_一、五百七十八人配_二于筑紫_一、十五人配_二于和泉監_一焉
- 68、同三月庚子、常陸国百姓被_二俘虜_一、損_二失財物_一、(下略)
- 69、同四年十二月丙申、(上略)至_レ是渤海郡王遣_二寧遠將軍高仁義等二十四人_一朝聘、而著_二蝦夷境_一、仁義以下十六人並被_二殺害_一、(下略)
- 70、同書、天平二年正月辛亥、陸奥国言、部下田夷村蝦夷等、永俊_レ賊心_一、既從_二致諭_一、請建_二那家于田夷村_一、同為_二百姓_一者、許_レ之
- 71、同八年四月戊寅、賜_二陸奥出羽二国有功郡司、及俘囚二十七人_一、各有_レ差
- 72、同九年四月戊午、本文(3頁32行目から)に引用
- 73、同書、天平宝字二年六月辛亥、文文(4頁4行目から)に引用
- 74、同十二月丙午、徵_二癸坂東騎兵、鎮兵及夷俘等_一、造_二桃生城小勝柵_一、(下略)
- 75、同四年正月丙寅、勅曰、(中略)其軍士蝦夷俘囚有_レ功者、按察使簡_レ之奏聞_上。
- 76、同書、神護景雲元年十月辛卯、勅(中略)自余諸軍軍毅以上、及諸国軍士蝦夷俘囚等、臨_レ事有_レ効、應_二叙位_一者、鎮守府將軍並宜_レ隨_レ勞簡_レ定等第_一奏聞_上。
- 77、同十一月甲寅、出羽国雄勝城下俘囚四百余人、欵塞乞_二内属_一、許_レ之
- 78、同三年正月辛未、御_二大極殿_一受_レ朝、文武百官及陸奥蝦夷各依_レ儀拜賀(下略)
- 79、同丙子、御_二法王宮_一宴_二五位已上_一、道鏡與_二五位已上摺衣人_一、一領、蝦夷緋袍人_一、一領、(下略)
- 80、同丙戌、御_二東院_一賜_二宴於侍臣_一、饗_二文武百官、主典已上_一、陸奥蝦夷於朝堂_一、賜_二蝦夷俘及物_一、各有_レ差
- 81、同十一月己丑、陸奥国壯鹿郡俘囚外少初位上勳七等大伴部押人言、押人等本是紀伊国名草那片岡里人也、昔者先祖大伴部直征_二夷之時_一、到_二於小田郡島田村_一而居焉、其後、子孫為_レ夷被_レ虜、歷_レ代為_レ俘、幸賴_二聖朝撫_レ運神武威_一、拔_二彼虜庭_一久為_二化民_一、望請、除_二俘囚名_一、為_二調庸民_一、許_レ之
- 82、同書、宝龜元年四月朔、陸奥国、黒川、賀美等一十郡俘囚三千九百廿人言曰、己等父祖、本是王民、而為_レ夷所_レ略、遂成_二賊隸_一、今既殺_二敵_一、子孫繁息、伏願除_二俘囚之名_一、輸_二調庸之貢_一、許_レ之
- 83、同三年正月朔、天皇御_二大極殿_一、受_レ朝、文武百官、渤海蕃客、陸奥出羽蝦夷、各依_レ儀拜賀、宴_二次侍從已上於内裏_一、賜_レ物有_レ差
- 84、同丁酉、(上略)陸奥出羽蝦夷歸_二郷_一、賜_二俘及物_一有_レ差
- 85、同十月戊午、下野国言、(中略)彼土(陸奥——筆者註)近_二夷_一、民情險惡、(下略)
- 86、同四年正月朔、御_二大極殿_一、受_レ朝、文武百官、及陸奥出羽夷俘、各依_レ儀拜賀、宴_二五位已上於内裏_一、賜_レ被
- 87、同庚辰、陸奥出羽蝦夷俘囚歸_二郷_一、叙_レ位賜_レ物有_レ差
- 88、同五年正月丙辰、宴_二五位已上於揚梅宮_一、饗_二出羽蝦夷俘囚於朝堂_一、叙_レ位賜_レ祿有_レ差
- 89、同庚申、詔停_二蝦夷俘囚入_レ朝_一
- 90、同書、延曆二年六月辛亥、勅曰、夷虜乱_レ常、為_レ梗未_レ已、追則鳥散、捨則蟻結、(下略)
- 91、類聚国史、延曆十一年正月丙寅、陸奥国言、斯波村夷胆沢公阿奴志等、遣_レ使請曰、己等思_二歸_一王化_一、何日忘_レ之、而為_二伊治村俘等所_一遮、無_レ由_二自達_一、願制_二彼遮闕_一、永用_二降路_一、即為_レ示_二朝恩_一、賜_レ物放還、夷狄之性虛言不實、常稱_二帰服_一、唯利是求、自今以後有_二夷使者_一、勿_レ加_二常祿_一。
- 92、同七月戊寅、勅今聞、夷爾散南公阿波蘇、遠慕_二王化_一情望_二入朝_一、言_二其忠款_一、深有_レ可_レ嘉、(下略)
- 93、同十月朔、陸奥国俘囚吉彌候部眞麻呂、大伴部宿奈麻呂、叙_二外從五位下_一、懷_二外虜_一也
- 94、同十一月甲寅、饗_二陸奥夷俘爾散南公阿波蘇、宇淡米公隱賀、俘囚吉彌候部荒嶋等於朝堂院_一、阿波蘇隱賀並授_二俘第一等_一、荒嶋外從五位下、以_レ懷_二荒也_一、(下略)

- 95、同十四年五月丙子、配_レ俘囚大伴部阿呂良等妻子親族六十六人於日向国_一、以_レ殺_レ俘囚外從五位下吉彌侯部眞麻呂父子二人_一
- 96、日本後紀、延曆十五年十月己未、(上略)其王(渤海王——筆者註)啓曰、(中略)其定琳等、不_レ料_レ辺虜_一、被_レ陷_レ賊場_一、遭_レ羅夷害_一、(下略)
- 97、同十六年二月己巳、(上略)上表曰(続日本紀の編者、菅野眞道等——筆者註)毛狄屏_レ息
- 98、類聚国史、延曆十七年六月己亥、勅、相模、武藏、常陸、上野、下野、出雲等国、帰降夷俘、徳沢是憑、宜_レ毎加_レ撫恤_一、令_レ無_レ帰望_一、時服祿物毎_レ年給_レ之_一、(下略)
- 99、日本後紀、延曆十八年二月乙未、流_レ陸奥国新田郡百姓(中略)於日向国_一、久住_レ賊地_一、能習_レ夷語_一、屢以_レ謾語_一騷_レ動夷俘心_一也
- 100、同三月壬子、停_レ出羽国山夷祿_一、不_レ論_レ山夷田夷_一、簡_レ有功者_一賜焉
- 101、同十二月乙酉、陸奥国言、俘囚吉彌侯部黒田、妻吉彌侯部田刈女、吉彌侯部都保呂、妻留志女等、未_レ改_レ野心_一、往_レ還賊地_一、因禁_レ身進送_一、配_レ土佐国_一
- 102、類聚国史、延曆十九年三月朔、出雲国介從五位下石川朝臣清主言、俘囚等衣服、依_レ例須_レ緋布混給_一、(中略)新到俘囚六十余人、寒節遠来、事須_レ優賞_一、因各給_レ絹一疋、綿一屯_一、隔_レ五六日_一、給_レ饗賜_レ祿_一、(中略)勅、撫_レ慰俘囚_一、先既定_レ例_一、而清主等任_レ意失_レ旨_一、饗宴多_レ費_一、(中略)又夷之為_レ性_一、貪同_レ浮蠶_一、若不_レ常厚_一、定動_レ怨心_一、自今以後、不_レ得_レ更然_一
- 103、同五月戊午、陸奥国言、帰降夷俘、各集_レ城塞_一、朝參相統、出入宴繁、夫馴_レ荒之道在_レ威與_レ徳_一、若不_レ優賞_一恐失_レ天威_一、今夷俘食料充用不_レ足_一、伏請仰卅町以充_レ雜用_一、許_レ之
- 104、同己未、甲斐国言、夷俘等狼性未_レ改_一、野心難_レ馴_一、或凌_レ突百姓_一、奸_レ略婦女_一、或掠_レ取牛馬_一、任意乘用、自_レ非_レ朝憲_一、不_レ能_レ懲_レ暴_一、勅、夫招_レ夷狄_一以入_レ中州_一為_レ變_レ野俗_一以歸_レ風化_一、豈任_レ彼情_一、損_レ此良民_一、宜_レ国司懇_レ致_レ諭_一、若猶不_レ改_レ依法科処_一、凡厥置夷諸国、亦同准_レ此
- 105、同十一月庚子、遣_レ征夷大將軍(中略)坂上大宿禰田村麻呂_一、檢_レ校諸国夷俘_一
- 106、同廿一年、四月庚子、(上略)坂上大宿禰田村麻呂等言、夷大墓公阿呂利為、盤具公母礼等率_レ種類五百余人_一降
- 107、日本後紀、延曆廿一年七月甲子、遣陸奥国胆沢城使田村麻呂来、夷大墓公二人並從
- 108、同八月丁酉、斬_レ夷大墓公阿呂利為、盤具公母礼等_一、此二虜者、並奥地之賊首也、(下略)
- 109、類聚国史、延曆廿二年四月乙巳、攝津国俘囚勳六等吉彌侯部子成等男女八人、陸奥国勳六等吉彌侯部押入等男女八人賜_レ姓雄谷_一
- 110、日本後紀、延曆廿三年春正月辛卯、夷第一等浦田臣史闕傳授_レ外從五位下_一
- 111、同乙未、運_レ武藏(中略)等国楠(中略)於陸奥国小田郡中山柵_一、為_レ征_レ蝦夷_一
- 112、同廿四年三月乙亥、播磨国夷第二等去返公島子賜_レ姓浦上臣_一
- 113、同十月戊午、播磨国俘囚吉彌侯部兼麻呂、吉彌侯部色雄十人配_レ流於多嶺島_一、以_レ不_レ改_レ野心_一、屢違_レ朝憲_一也
- 114、同書、大同元年四月庚子、(上略)天皇(中略)外攘_レ夷狄_一、(下略)
- 115、類聚国史、大同元年十月壬戌、勅、夷俘之徒、慕_レ化内属、居_レ要害地_一、足_レ備_レ不虞_一、宜_レ在_レ近江国_一夷俘六百卅人、遷_レ太宰府_一、置_レ為_レ防人_一、毎_レ国、掾已上專_レ當其事_一、驅使勘當、勿_レ同_レ平民_一、量_レ情隨_レ宜_一、不_レ忤_レ野心_一、祿物衣服公餼口田之類、不_レ問_レ男女_一、一依_レ前格_一、(下略)
- 116、同二年三月丁酉、制、夷俘之位、必加_レ有功_一、而陸奥国司、遷_レ出夷俘_一、或授_レ位階_一、或補_レ村長_一、甚繁有_レ徒_一、其費無_レ極_一、自今以後不_レ得_レ輒授_一、(下略)
- 117、同書、弘仁元年十月甲午、陸奥国言、渡嶋狄三百余人来_レ着部下氣仙郡_一、非_レ富国所管_一、令_レ之帰去_一、(中略)留住之間宜_レ給_レ衣糧_一
- 118、同二年二月癸酉、勅、諸国之夷唯仰_レ公糧_一、宜_レ其男女皆悉給_レ糧_一、但不_レ得_レ及_レ孫

- 119、日本後紀、弘仁二年三月乙巳、始令諸国進俘囚計帳。
- 120、同甲寅、(上略)于時出羽守從五位下大伴宿禰今人、謀殺勇敢俘囚三百余人、出賊不意、侵襲襲伐、(下略)。
- 121、同四月丁卯、陸奥國人外正六位下志太連宮持、俘吉彌侯部小金授、外從五位下、褒勇敢也。
- 122、同壬午、勅征夷將軍等曰、夷狄干紀、為日已久、雖加征伐、未盡誅鋤、(下略)。
- 123、同五月癸卯、勅將軍正四位上文屋朝臣緋麻呂、曰、塞下之俘、其數稍多、出軍之後、慮生野心、將軍等勤加綏撫、勿致驚擾、(下略)。
- 124、同七月丙午、勅征夷將軍(中略)文屋朝臣緋麻呂等曰、看今月四日奏狀、具知以俘軍一千人、委吉彌侯部於夜志閉等、可襲弊伊村、彼村俘、黨類巨多、若以偏軍臨討、恐失機事、(下略)。
- 125、同辛酉、出羽國奏、邑良志閉村降俘吉彌侯部留岐申云、己等與式薩體村夷加古等、久構仇怨、今伊加古等、練兵整衆、居都母村、誘幣伊村夷、將伐己等、伏請兵糧、先登襲擊者、臣等商量、以賊伐賊、軍國之利、仍給米一百斛、獎勵其情者、許之。
- 126、同十月甲戌、勅征夷將軍(中略)文屋朝臣緋麻呂等曰、看今月五日奏狀、斬獲稍多、歸降不少、安置當土、勉加教諭、勿致騷擾、又新獲之夷、依將軍等奏、宜早進上。
- 127、同十二月甲戌、詔曰、(中略)陸奥國乃蝦夷等、歷代涉時、侵亂邊境、殺略百姓、(下略)。
- 128、同三年、正月乙酉、夷外從五位下宇淡米公邑男、從五位下爾散南公獨伎、播磨國印南郡權少領浦田臣山人等三人、特聽節會入京。
- 129、同四月庚子、出羽國田夷置井出公督麻呂等十五人賜上毛野綠野直。
- 130、同六月戊子、勅諸國夷俘等、不遵朝制、多犯法禁、雖彼野性難化、抑此教諭之未明、宜之於其同類之中、心性了事、衆所推服者一人、置為之長、令加捉搦。
- 131、同九月戊午、陸奥國遠田郡人勳七等竹城公金弓等三百九十六人言、己等未脫田夷之姓、永貽子孫之耻、伏請改本性為公民、(中略)勅可、(下略)。
- 132、同四年二月戊申、制、損稼之年、土民俘囚咸被其災、而賑給之日、不及俘囚、飢饉之苦、彼此心同、救急之恩華贊何限、(中略)自今以後宜准平民、預賑給例、(下略)。
- 133、類聚國史弘仁四年十一月庚午、勅、夷俘之性異於平民、雖從於朝化、未忘野心、是以令諸國司勤加教諭、而夷乖朝旨、不事存恤、彼等所申、經日不理、含愁積怨、遂致叛逆、宜令播磨介從五位上藤原朝臣藤成(中略)厚加教諭、所申之事、早與處分、(下略)。
- 134、同癸酉、勅、簡諸國介已上一人、為夷俘專當、(下略)。
- 135、同五年正月丁卯、(上略)俘勳六等吉彌侯部奈伎字、吉彌侯部麻須、吉彌侯部僅奈授、外從五位下。
- 136、同二月戊子、夷第一等遠胆沢公母志授、外從五位下、以討出雲叛俘之功也。
- 137、同辛卯、遣外從五位下當宗忌寸家主於阿波國、教諭夷俘。
- 138、同癸巳、出雲國俘囚吉彌侯部高來、吉彌侯部年子、各賜稻三百束、以遇荒樞之亂、妻孥被害也。
- 139、同五月甲子、免除出雲國意字、出雲、神門三郡未納稻十六萬束、緣有俘囚亂也。
- 140、日本後紀、弘仁五年十一月己丑、陸奥國言、(中略)城下(胆沢德丹二城——筆者註)及津輕狄俘、野心難測、至於非常、不可不備、(下略)。
- 141、同十二月朔、勅、歸降夷俘、前後有數、仍量便宜安置、官司百姓、不稱彼姓名、而常號夷俘、既馴皇化、深以為耻、宜早告知、莫號夷俘、自今以後隨官位稱之、若無官位、即稱姓名。
- 142、同六年一月丁亥、制、播津、美濃、丹波、播磨等國夷俘、身帶五品、願見節會者、與國

- 解_レ放_レ之、(下略)
- 143、類聚国史、弘仁七年八月朔、勅、夷俘之性異_レ於平民、雖_レ從_レ皇化、野心尙存、是以先仰_レ諸国、令_レ加_レ教諭、今因幡伯耆兩國俘囚等、任_レ情入京、越_レ訴小事、此則国史等撫慰失_レ方、半理乖_レ理之所_レ致也、自今以後篤_レ加_レ訓導、(下略)
- 144、同八月辛丑、勅、延曆廿三年格云、荒服之徒未_レ練_レ風俗、狎馴之間不_レ收_レ田租、其徵收限待_レ、復詔_レ者、今夷俘等、焮化年久、漸染_レ華風、宜_レ授_レ口分田、經_レ六年已上_レ者、從_レ收_レ田租
- 145、同八年七月壬辰、陸奥国言、俘吉彌侯部等波醜等焮降者、勅、此虜逆_レ誅已久、遊魂偷_レ生、今守小野朝臣岑守等優_レ彼野心、令_レ服_レ声教、懷_レ携之權、誠以嘉_レ尚
- 146、同九月丙申、常陸国言、依_レ去年十「一」月格、須_レ經_レ六年已上_レ夷俘口分田收_レ其租、而夷俘等雖_レ霽_レ厚恩、未_レ免_レ貧乏、伏望暫免_レ田租、以優_レ夷狄_レ者、許_レ之
- 147、同丙午、陸奥国言、叛俘吉彌侯部於夜志閉等之類六十一人、並就_レ擒獲_レ、事須_レ依_レ例進_レ上其身、(下略)
- 148、同十一年四月戊寅、以_レ七道諸国介以上_レ、為_レ夷俘專当
- 149、同六月辛巳、因幡国俘囚吉彌侯部欠奈閉等移_レ土佐国、以盜_レ百姓牛馬
- 150、同十三年九月癸丑、常陸国言、俘囚吉彌侯部小槻麻呂云、己等自_レ歸_レ朝化、經_レ廿箇年、漸染_レ皇風、兼得_レ活計、伏望為_レ編戶民、永從_レ課役_レ者、勅夫仰_レ化之情、信有_レ可_レ慰、宜_レ聽_レ附_レ公戶_レ莫_レ科_レ課役
- 151、同書、天長元年十月戊子、常陸国俘囚公子部八代麻呂等廿一人願_レ從_レ課役、許_レ之
- 152、同三年三月己巳、度_レ俘囚二人
- 153、同五年閏三月乙未、豊前国俘囚吉彌侯部衣良由翰_レ酒食_レ百姓_レ三百六十人、豊前国俘囚吉彌侯部良佐閉翰_レ稻九百六十四束、資_レ百姓三百廿七人、衣良由叙_レ少初位下、良佐閉叙_レ從六位上
- 154、同六年六月丙子、俘囚勳十一等吉彌侯部長子、與_レ父母_レ共歸_レ皇化、移_レ配尾張国、野心不_レ聞、孝行已著、特叙_レ三階、(下略)
- 155、同七月丙申、越中国俘囚勳八等吉彌侯部江岐麻呂叙_レ從八位上、江岐麻呂_レ染_レ皇化、志同_レ良民、(下略)
- 156、同七年十月乙卯、出羽国俘囚道公千前麻呂特預_レ得度_レ、褒_レ精進_レ也
- 157、同八年二月戊寅、甲斐国俘囚吉彌侯部三氣麻呂、同姓草手子二烟、附_レ貫駿河国、便_レ魚鹽_レ也
- 158、同十一月己亥、安芸国俘囚長吉彌侯部佐津吉叙_レ外從八位下、俘囚吉彌侯部軍麻呂、叙_レ外少初位下、以_レ已狎_レ華風_レ教諭有_レ方也
- 159、同九年七月丁巳、出羽国言_レ上窮弊百姓_レ、詔令_レ振給_レ、夷俘亦在_レ此內
- 160、同十年二月丁丑、筑後国夷第五等都和利別公阿比登叙_レ從八位上、翰_レ私稻_レ資_レ弊民_レ也
- 161、同九年十二月戊寅、伊予国俘囚吉彌侯部於等利等男女五人移_レ配阿波国、優_レ情願_レ也
- 162、統日本後紀、承和二年二月己卯、俘囚勳五等吉彌侯部志波志宇、勳五等吉彌侯部億可太等、賜_レ姓物部斯波連
- 163、類聚国史、承和二年六月辛丑、俘囚第二等宇漢米公何毛伊、從八位下爾散南公志礼初並授_レ從五位下、賞_レ其不_レ從逆類_レ也
- 164、統日本後紀、承和二年十二月甲戌、夷俘出境、禁制已久、而頃年任意、入京有_レ徒、仍下_レ官符_レ譴_レ責陸奥出羽按察_レ使_レ并国司鎮守府等
- 165、類聚国史、承和三年三月甲子、陸奥国俘囚外從八位上勳五等吉彌侯部於加保、勳九等伴部子羊等、並授_レ外從五位下、以_レ勳功足_レ勸也
- 166、統日本後紀、承和四年二月辛丑、陸奥国言(中略)夷獠之生習平民之十不能_レ敵_レ其一、然至

- 于弩殺、雖有_二方之獮賊、不得_レ對_一一弩之飛鏃、是即威_レ狄之至尤者也、(下略)
- 167、同四月戊申、陸奥國言、玉造寒溫泉石神雷響振、晝夜不_レ止、(中略)仍仰_二國司、鎮_レ謝災異、致_レ誘夷狄、
- 168、同癸丑、陸奥出羽按察使從四位下坂上大宿禰淨野、馳_レ傳奏言、(中略)栗原桃生以北俘囚控_レ弦巨多、似_レ從_二皇化、反覆不_レ定(下略)
- 169、類聚國史、承和五年三月丙子、授_二勳六等夷守志為奈、深江枚子等外從五位下、以_二有勳功、也
- 170、統日本後紀、承和六年四月癸丑、遣_二右近衛將監正六位上坂上大宿禰當宗、近衛及俘夷等於伊勢國、索_二捕名張邪山中私鑄錢群盜凡十七人、(下略)
- 171、類聚國史、承和六年九月癸卯、制、選_レ叙命、帳內資人者、並以_二八年為限、神龜五年格、外五位資人、十年成選、自_レ今而後、外五位資人選限者、宜_レ依_レ令行之、唯神宮司、禰宜、祝、國造、外散位郡司、及俘夷之類、不_レ在_二此限、
- 172、同七年三月戊子、俘夷物部斯波連宇賀奴、不_レ從_二逆類、久効_二功勳、因授_二外從五位上、(下略)
- 173、統日本後紀、承和七年三月壬寅、勅_二符陸奥守正五位下良峯朝臣木連(中略)等、(中略)宜_レ能制_二民夷、兼施_レ威德、
- 174、同十四年四月癸卯、近江國蒲生郡俘囚外從七位下、爾散南公延多孝、外從八位下宇漢來公阿多奈麻呂、並授_二外從五位下、以_二勳功之首裔、也
- 175、同七月丁卯、(上略)減_二省日向國俘囚祿料稻十萬七千六百束、以_二俘囚死、存者員少、也
- 176、同十五年二月庚子、上給國馳_レ傳、奏_二俘囚丸子廻毛等叛逆之狀、(下略)
- 177、同壬寅、上給國馳_レ傳、奏_二斬_レ獲反叛俘囚五十七人、(下略)
- 178、文德實錄、嘉祥三年五月丙申、(上略)先_レ是此國(武藏國——筆者註)奏請、(中略)陸奥夷虜反亂、國發_二控絃、(下略)
- 179、同六月甲戌、出羽國奏言、境接_二夷落、動為_二風塵、(下略)
- 180、同八月己酉、(上略)坂上大宿禰清野卒、(中略)十年三月(中略)為_二陸奥出羽按察使、夷民和親、闕塞無_レ事、(下略)
- 181、同十一月丙申、詔曰、(中略)並不_レ問_二民狄、開_二倉廩、貸_二振其生業、(下略)
- 182、同書、齊衡元年五月戊戌、勅陸奥國、以_二穀一萬石、賑_二給俘夷、
- 183、同二年正月丙申、陸奥國奏曰、奧地俘囚等、彼此接_レ刃、殺_レ傷同種、事須_二警備以防_二非常、仍差_二發援兵二千人、許_レ之
- 184、同戊申、(上略)勅曰、(中略)事須_レ不_レ論_二民俘、務加_二優恤、開_二以_二恩惠、慰_二其窮窶、
- 185、同書、天安二年五月己卯、近江國夷外從八位下爾散南公沢成為_二夷長、令_二把笏、先_レ是、國上請、俘夷之徒、老少無_レ別、放縱為_レ事、暴亂任意、不_レ加_二教諭、無_レ人統攝、往年國司等捉_二勇健者、私置_二其長、而夷等不_レ服、猶行_二狼戾、望請置_二件沢成、即預_二把笏、仍許_レ之
- 186、三代實錄、貞觀元年三月壬午、詔令_二出羽國秋田郡俘囚道公宇夜古、道公宇奈岐、度_レ之、先_レ是、國司上言、件俘囚等幼業_二野心、深愧_二異類、爰_レ依_二依理、苦願_二持戒、仍特許_レ之
- 187、同八月戊申、出羽國俘囚正六位上吉彌候部黃海叙_二從五位下、
- 188、同四年五月丁丑、(上略)茨城郡俘囚吉美候酒田麻呂等並進_二位三階、以_二孝_二於父母、也
- 189、同七年五月丙申、授_二陸奥國俘囚外從八位下伴部建麻呂外從五位下勳五等、
- 190、同八年四月乙酉、近江國言、播磨國賀古美襲二郡夷俘長宇賀古秋野、尺漢公平繼等五人、妄出_二越境、來在_二此國、下_二太政官符播磨國、稱、凡夷俘之性、野心無_レ悔、放縱如此、往來任意、出入自由、是則國司防禁疎略、無_レ心_二存恤之所_レ致也、(中略)自今以後、不_レ得_二出境
- 191、同十一月辛亥、勅近江國夷長二人把_レ笏、
- 192、同九年正月己酉、(上略)近江國夷外從六位下爾散南公阿繼(中略)並外從五位下

- 193、同三月己酉、前陸奥守從五位下坂上大宿禰当道卒(中略)祖田村麻呂、(中略)討平東夷、(中略)貞觀元年出為陸奥守、(中略)民夷安之、(下略)
- 194、同十一月乙巳、下知攝津、和泉、山陽、南海道等諸国曰、如聞、近来伊予国宮崎村、海賊群居、掠奪尤切、(中略)須緣海諸国戮力同謀、(中略)招募俘囚、(中略)窮討尽捕、令無遺類。
- 195、同十一年十月丁酉、詔曰、(中略)如聞、陸奥国境地震尤甚、(中略)不論民夷、勤自臨撫、既死者尽加收殮、共存者詳崇賑恤、其被害太甚者、勿輸租調、(下略)
- 196、同十二月戊子、先是太宰府言上、往者新羅海賊、侵掠之日、差遣統領選士、擬命遣討、人皆懦弱、憚不肯行、於是調發俘囚、(中略)夷俘分居諸国、當事遊獵、徒免課役、多糞官糧、請配置処分、以備不虞、(中略)其糧料者、諸国所举夷俘利稻之内、每国令運輸、以給其用、至是勅曰、俘夷之性本異平民、(中略)宜簡監有謀略者、令其勾当、并統領選士幹事者、以為其長、勉加綏誘、(下略)
- 197、同丁酉、遣使者於伊勢大神宮奉幣、告文曰、(中略)假令、夷俘逆謀叛乱之事、(中略)至国家大禍、百姓深憂可在、(下略)
- 198、同壬子、遣使者於石清水神社奉幣、告文曰、「前条(197)に同じ」
- 199、同十二年二月丁酉、(上略)奉幣八幡大菩薩宮、及香椎宮、宗像大神、甘南備神、告文曰、「前条に同じ」
- 200、同十二月乙卯、太政官下符上総国司、令致諭夷種曰、折取夷種、散居中国、縱有盜賊、令其防禦、而今有聞、彼國夷俘等、猶挾野心、未染花風、(中略)凡群盜之徒、自此起、(中略)宜勤加捉搦、改其賊心、若有革面向皇化者、殊加優恤、習其性、背夷教者、追入奥地、(下略)
- 201、同十五年十二月戊戌、(上略)先是陸奥国言、俘夷滿境、動事叛逆、(中略)望請准武藏国例、奉造五大菩薩像、安置国分寺、肅蠻夷之野心、安吏民之怖意。
- 202、同戊申、太宰府言、(中略)而去貞觀十一年、新羅海賊窺間隙、掠悉貢納、(中略)差發俘囚、分番鎮戍、(下略)
- 203、同甲寅、正五位下行陸奥守、安倍朝臣貞行起請三事、(中略)望請夷俘位階母年立叙法、(中略)
- 204、同十七年五月辛卯、從五位下守下總守文屋朝臣甘樂麻呂飛駟奏言、俘囚叛乱、放燒官寺、殺畧良民、勅符曰、省奏狀、知俘虜怨乱、須發官兵以遏鋒銳、又令武藏上総常陸下野等國、各發兵三百人、以為援助、(下略)
- 205、類聚三代格、貞觀十七年五月十五日曰、應定給狄徒年料禱狄布一万端事、(上略)夷狄為性、無嚙致諭、(下略)
- 206、三代實錄、貞觀十七年六月庚午、下野国言、殺獲反虜八十九人。
- 207、同七月乙酉、下野国言、討殺賊徒二十七人、歸降俘囚四人、勅、殺服降者、情所不忍者、若非元凶、宜全首領、(下略)
- 208、同十一月乙未、出羽国言、渡島荒狄反叛、(中略)勅、牧宰討平之
- 209、同書、元慶二年三月二十九日、出羽守正五位下藤原朝臣與世飛駟上奏、夷俘叛乱、(中略)凡蠻貊之心、候時而動、雖云醜類之可責、抑亦国宰之不良、(下略)
- 210、同四月己巳、是日、出羽国守正五位下藤原朝臣與世飛駟奏言秋田郡城邑官舍民家、為凶賊所燒亡之狀、去月十七日上奏、厥後差遣權正六位上小野朝臣春泉、文屋真人有房等、授以精兵、入城合戰、夷党日加、彼衆我寡、(中略)勅符曰、重得奏狀、具知賊勢頓盛、(下略)
- 211、同五月己亥、(上略)出羽国擬討反虜、勅出羽国司曰、近日夷虜凶逆、殘害不止、(下略)

- 212、同庚子、是日、陸奥国守正五位下源朝臣泰、飛_レ駢奏言、(中略)又恐当国之夷依_レ隣賊之警、動_レ其狼心、(中略)勅符曰、(中略)狂奴詐態、因_レ衰緣_レ隙、請_レ免_レ国内之控弦、以備_レ醜類之逆寇、(下略)
- 213、同六月辛未、出羽国守藤原朝臣興世飛_レ駢奏言、(中略)去四月四十九日、遣_レ最上郡擬大領貞道、俘魁玉作宇奈麻呂、(中略)路遇_レ賊三百余人、合戰、(中略)其後有_レ俘囚三人、來言、則請_レ秋田河以北為_レ己地、(下略)
- 214、同壬申、(上略)陸奥出羽按察使源朝臣多上_レ奏、(中略)惟彼兩地、異類群居、(中略)臣突須_レ脚踐_レ沙漠之地、身臨_レ胡虜之庭、致_レ其腰領之誅、肆_レ其爪牙之銳、(下略)
- 215、同庚辰、此日出羽国守藤原朝臣興世飛_レ駢奏言、賊鋒彊盛、(中略)又勅_レ陸奥国_レ曰、得_レ出羽国_レ奏、稱、逆虜縱逸、猖暴日甚、(中略)糧資_レ醜類、力屈_レ凶威、(下略)
- 216、同七月癸卯、出羽国飛_レ駢奏言、(中略)拒_レ賊於河北、(中略)向_レ化俘地者、添河、霜別、助川三村也、令_レ此三村俘囚、并良民三百余人、拒_レ賊於添河、(中略)於是俘囚深江彌加止、玉作正月麻呂等、誘_レ率三村俘囚二百余人、夜襲_レ賊八十人、(中略)或云、津輕夷狄或同、或不_レ同、(中略)津輕夷俘其党多_レ種、(中略)是日勅符曰、(中略)夫以_レ夷狄_レ攻_レ夷狄_レ者、中国之利也、(中略)給_レ雄勝那俘囚、以_レ官米粟、多破_レ賊徒、(中略)津輕夷虜、天性_レ兇獷、(下略)
- 217、同丙辰、右大臣正二位藤原朝臣基經抗_レ表曰、(中略)東夷有_レ猾_レ夏之奸、(下略)
- 218、同八月丁卯、出羽国飛_レ駢奏言、(史闕)勅符曰、(中略)今募_レ浮虜、多織_レ醜_レ類、雖_レ是夷人慕_レ義之至切、抑亦国幸梅馭之得_レ方、(中略)隨_レ宜禽_レ賊、(中略)送_レ致綵帛一百三十疋於出羽国、班_レ祿俘囚
- 219、同九月丁酉、勅_レ符出羽国司_レ曰、得_レ八月二十三日奏狀、(中略)賊氛已衰、(中略)且津輕渡嶋俘囚等、所_レ請之事、以_レ夷擊_レ夷、古之上計、(中略)至_レ于饗_レ会狄俘、非_レ事之意_レ者也、(下略)
- 220、同十月甲戌、(上略)出羽国司飛_レ駢奏言、(中略)逆賊三百余人、來_レ於城下、願_レ見_レ官人、時得_レ乞_レ降、檣擄_レ文屋真人有房、(中略)單騎直到_レ賊所、賊先申_レ心憂、次乞_レ降、有房等雖_レ不_レ被_レ明詔、而豫聽_レ其降、(中略)但義從俘囚等申云、奉_レ從_レ國家、為_レ賊所_レ怨、若不_レ珍滅、後必相報、(下略)
- 221、同乙亥、勅_レ符出羽国司_レ曰、得_レ今日奏狀、具知_レ賊虜乞_レ降之由、(中略)今逆虜悔_レ過、請_レ欲_レ歸順、(中略)凡狂賊反亂、為_レ損甚多、(中略)然則義從俘囚之言、不_レ可_レ不_レ反覆、(中略)莫_レ信_レ其虛詭_レ貽_レ晒於後
- 222、同三年正月辛丑、是日出羽国飛_レ駢奏言、去年十二月十日、凶賊悔_レ反逆之道、致_レ束手之請、(中略)又渡嶋夷首百三人率_レ種類三千人、詣_レ秋田城、與_レ津輕俘囚不_レ連賊_レ者百余人、同共_レ歸_レ慕望化、若不_レ勞賜_レ恐生_レ怨恨、由_レ是(中略)勞_レ饗
- 223、同癸卯、(上略)授_レ出羽国俘囚外正六位下深江三門外從五位下、(下略)
- 224、同三月壬辰、(上略)出羽權守藤原朝臣保則飛_レ駢奏言曰、謹須_レ依_レ去正月十三日勅符旨_レ早討_レ虜、(中略)以此_レ輩_レ(上野下野の兵——筆者註)、且擊_レ破奥賊之士卒、且討_レ平近_レ城之反虜、(下略)
- 225、同六月乙酉、正五位下守右中弁兼行出羽守藤原朝臣保則飛_レ駢奏言、(中略)適_レ降_レ恩詔、**綏**征討、逆類再征、平民復_レ業、但臣等以為、夷狄之性、強弱難_レ測、朝為_レ輕寇、夕甘_レ重戮、(下略)
- 226、同四年二月辛丑、是日(中略)出羽權守藤原朝臣保則飛_レ駢奏曰、降虜所_レ進、掠取_レ甲六十六領、冑三十二枚(中略)賊夷去年進_レ契狀_レ曰、所_レ遣_レ甲冑、早速將_レ進、而踰_レ涉年月、未_レ有_レ返上、故遣_レ權大目正六位上春海連奧雄、入_レ奧地、所_レ勘取_レ也、(中略)又夷俘賜_レ饗之日、多以_レ他死亡位記、自稱_レ其姓名、貪_レ預_レ賜祿、(下略)

- 227、同己酉、先是、出羽国言、管諸郡中、山北雄勝平鹿山本三郡、遷去_二国府_一、逆接_二賊地_一、昔時叛夷之種、與_二民雜居_一、(中略)頃年頻遭_二不登_一、憂在_二荒飢_一、若不_二優恤_一、民夷難_二和_一、(中略)至_二是_一勅復_二一年_一、又不動穀六千二百九石七斗給_二三郡_一狄俘八百三人。
- 228、同十一月癸丑、授_二近江匡俘囚外正六位下_一遷胆沢公秋雄外從五位下。
- 229、同五年三月己未、勅清和院大浦庄墾田二十八町五段百八十九步、(中略)永施_二控延曆寺文殊樓七軀大聖文殊并五仏燃燈修理等料_一、俘囚浪人同以掌充、宜_二令_三国司_一專_二當其事_一。
- 230、同四月壬寅、出羽国元慶二年 為 _二夷虜所_一燒盜_一、(下略)
- 231、同五月庚戌、授_二陸奥蝦夷訳語外從八位下_一物部斯波連永野外從五位下。
- 232、同六月癸卯、近江国司言、夷俘祿料正稅穀五十斛、每年言上、待_二符給_一、永以為_二例_一、勅許_二之_一。
- 233、同八月庚寅、出羽国司言、(中略)二年夷虜反叛、国内騷擾、義從俘囚及諸郡田夷并渡嶋狄等、或疲_二於倣伐_一、或慕_二化遷來_一、開用_二不動穀三千二百三十七穀五斗_一、以充_二大饗_一、不_二先言上_一、實在_二牧宰_一、至_二是_一、勅免除。
- 234、同七年二月丙午、上総国介從五位下藤原朝臣正範飛_二駙奏言_一、市原郡俘囚四十余人叛乱、盜取_二官物_一、數殺_二略人民_一、(中略)而_二俘囚廩_一民廩舍_一、(中略)勅如_二奏狀_一、是_二俘夷郡盜擄_一罪逃竄者也、(下略)
- 235、同乙卯、從五位下上行上総介藤原朝臣正範飛_二駙奏言_一、討_二平夷虜_一訖。
- 236、戊午、太政官符下_二上総国司_一稱、平_二虜之狀_一奏聞訖、(下略)
- 237、同書、仁和元年十一月辛丑、去六月二十一日、出羽国秋田城中、(中略)雨_二石鏃_一、陰陽寮言_二當_一有_二凶狄陰謀兵乱之事_一、(下略)
- 238、類聚三代格、寛平七年三月十三日、応加_二置博多警固所夷俘五十人_一事。
- 239、同書、延喜五年六月廿八日、応_二禁_一断国司叙_二位俘囚_一事。
- 240、本朝世紀、天慶二年六月廿一日、(上略)今年四月、出羽国有_二俘囚乱_一、仍馳駙言上。
- 241、百鍊抄、天元三年三月十六日、近江匡俘囚等群_二參陽明門_一愁_二申阿闍梨念禪弟子乱行_一、俘囚參期有_二限_一、任_二意入京_一、非_二無_一其罪_一、可_二帰_一本國_一之由被_二仰了_一。

(昭和26年9月30日受理)

参考史料は印刷の都合によつて原典(国史大系本)と字型の異なる活字の使用されたもののある事、及び句讀点はすべて点に統一した事をおことわりして置く。(筆者後書き)

SUMMARIUM

U e b e r " I f u "

von Jūichiro INOBE

(Seminar der Geschichte, Philosophische Fakultät, Universität Kochi)

Indem der "Ezo", ein fremdes Volk, das von den alten Zeiten in den nordöstlichen Provinzen heimisch gewesen war, nach und nach überwunden und gezähmt wurde, teilte er sich, seit dem Anfang der Nara-zeit, in den "Fushū" (die Gefangenen), aufgeklärten Ureinwohner, und den demjenigen gegenüberstehenden "Ezo", wilden Ureinwohner. Von der Mitte der Nara-Zeit an kam das Wort "Ezo" allmählich ausser Gebrauch und dagegen das Wort "Ifu", das ein und dasselbe auszudrücken scheint, in Gebrauch.

Das Wort "Ifu" hat sich aus "I", d. i. "Ezo", und "Fu", d. i. "Fushū", zusammengesetzt und manchmal kurz nur "I" gebraucht. Auf dieser Wortbildung dürfte man es recht vermuten, dass sich nun ein mittlerer Charakter zwischen dem wilden und dem aufgeklärten Ureinwohner ergab, und dass die echten "Ezo" mit den Fortschritten der Zähmungsarbeit immer so weniger wurde, dass das dem entsprechende Wort "Ifu" in Gebrauch kam.

Später in der Heian-Zeit war der Ausdrucksunterschied zwischen "Fushū" und "Ifu" so unbestimmt, dass man am Ende der Zeit die Führer von "Ifu" und die von "Ezo" des Hinterlandes, Z. B. die Abes, die Kiyoharas, "Fushūchō" nannte, während man bis dahin die Führer, die beruft waren, den Ehrgeiz von "Ifu" zu unterdrücken, "Ifu-chō" genannt hatte.

Es scheint schliesslich davon zu kommen, dass sich "Ifu" und "Ezo" des Hinterlandes unsre Kultur eingenommen und sich gebildet haben, dass sich das Volk "Ezo" in der Ōu-Provinz allgemein "fushusiert" hat.

(Angenommen am 30. September 1951)

